

プラスチック製容器包装の再商品化手法 及び入札制度の在り方に係る取りまとめ①

検討の背景

- 平成12年に容り法が全面施行されて以来、プラスチックの原材料としての利用が望ましいという観点から、プラスチック製容器包装については材料リサイクル手法を優先して取り扱ってきた。
- 材料リサイクル事業者の落札量が予想を超えて増加したことから、材料リサイクル手法の優先的取扱いを見直すべきとの議論が起きたため、平成21年4月に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合で議論を開始。

取りまとめのポイント①材料リサイクル手法の優先的取扱いの在り方

- 材料リサイクル手法の実態が現状のままでは、優先的取扱いを継続していくことに関係者の理解を得ることは困難。容り法の次期見直しの際には、燃料利用の在り方も含め、リサイクル手法の在り方を根本から再検討すべき。
- 現時点では、材料リサイクル手法の優先的取扱いを廃止するに十分な材料が得られていないため、容り法の次期見直しまでの間、現行の取扱を継続しつつ、未だ発展途上にある材料リサイクル手法の質を向上する措置の具体化を図る。

プラスチック製容器包装の再商品化手法 及び入札制度の在り方に係る取りまとめ②

取りまとめのポイント②当面の課題と今後のプラスチックリサイクルの在り方

(1) 平成23年度以降の入札に反映させるべき措置

- 優先的取扱いにおける上限の設定（市町村申込み量の50%）
- 優先枠の運営における総合的な評価の深化（優良な事業者の育成） 等

(2) 導入に向け更に検討が必要な事項

- 容器包装メーカー等とリサイクル事業者などの対話による環境配慮設計・見える化の推進
- リサイクル製品の販路の拡大
- 市町村におけるプラスチック製容器包装の分別収集量の増加方策
- 複数年契約 等

(3) 施策の方向性も含め検討が必要な事項

- システム全体の効率性の向上
- RPF等の燃料利用の実態把握
- ・ 上記を踏まえ、容器包装以外も含めたプラスチック全体のリサイクルの在り方について、容
り法の次期見直しまでに一定の整理を行うべき。